

新たな海面漁業地域調査について

- 新たな資源管理の取組等を踏まえた地域ごとの活性化の状況等の効率的な把握が必要。
- これまでの海面漁業地域調査では、934沿海地区漁協ごとに、地域範囲内の漁業体験や魚食普及活動等の活性化の取組等を調査。一方、漁業管理組織調査では、漁協が関与する自主的な資源管理を行う1,825組織を対象に、管理対象魚種、漁業管理の内容、参加経営体数等の資源管理の取組内容等を調査していた。これら調査の内容を、漁業地区ごとの統計として提供する必要。



新たな調査のイメージ

- 海面漁業地域調査票（934漁協）
 - 遊漁関係団体との連携（資源保護、資源増殖、環境保全等）
 - 活性化の取組（水産物直売所、漁業体験、魚食普及活動等）
 - 漁場環境の変化（漁業権の放棄面積、放棄の原因）
- 漁業管理組織調査票（1,825組織）
 - 参加漁業経営体数（実数、漁業種類別延べ数）
 - 管理対象漁業種類（11漁業種類）・魚種（35魚種）
 - 漁業管理の内容（漁業資源の管理、漁場の保全・管理）等

統合

【調査体系の変更】

- 漁業管理組織調査を海面漁業地域調査に統合して実施
- 調査範囲を 2,182漁業地区（代表的な「地元地区」）に変更

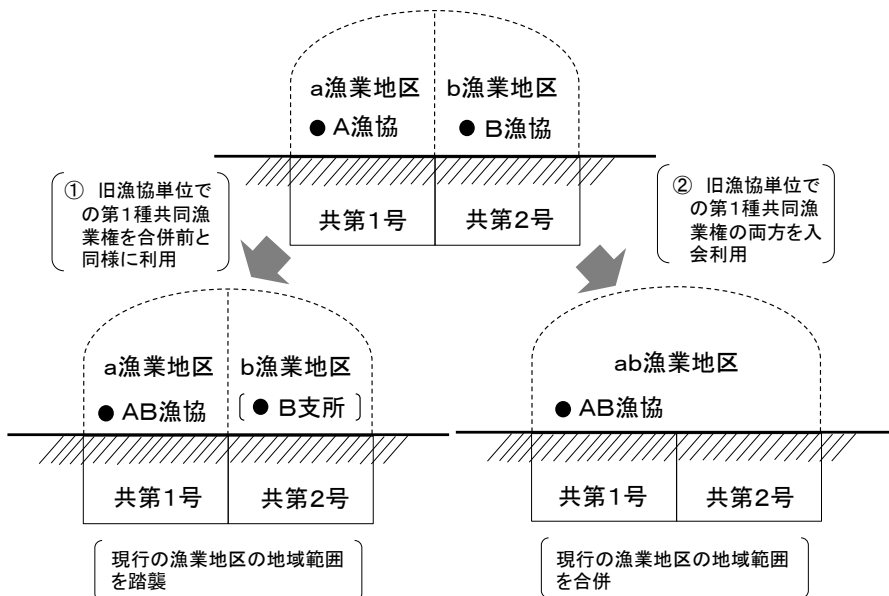
「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。
(2013年漁業センサス要領より)

【現行の漁業地区の地域範囲】

漁業地区は、1963年の第3次漁業センサスにおいて初めて設定され、その後の漁業センサスの実施に併せ地域範囲が見直されてきた。現行の漁業地区の地域範囲については、1993年の第9次漁業センサスにおいて設定した地域範囲を、2003年漁業センサスで一部見直したものである。

具体的には、1992年時点における沿海地区漁業協同組合の定款に定められた地区(以下「漁協地区」という。)を単位として漁業地区の地域範囲を設定しており、その後、次の基準で1993年から2002年までの沿海地区漁業協同組合の合併を踏まえた見直しを実施し、2003年以降は地域範囲を固定している。

図 沿海地区漁業協同組合の合併が行われた場合の漁業地区の見直し



《見直しの基準》

ア 第9次漁業センサスにおける漁業地区の設定以降、当該地区を沿海地区漁業協同組合の合併が行われていない場合には、原則として、第9次漁業センサス時に設定した現行の漁業地区の地域範囲を踏襲する。

イ 沿海地区漁業協同組合の合併が行われた場合には、次のとおりとする。(左図参照。)

- ① 合併後の沿海地区漁協の組合員が、旧漁協単位での第1種共同漁業権を合併前と同様に利用している場合は、現行の漁業地区の地域範囲を踏襲する。
- ② 合併後の沿海地区漁協の組合員が、旧漁協単位での第1種共同漁業権の両方を入会利用している場合は、現行の漁業地区の地域範囲を合併し見直す。

《参考》表 第9次漁業センサス以降の漁業地区数等の変遷

	漁業地区数	沿海地区漁協数	備 考
第9次漁業センサス(1993年)	2,263	2,007	
第10次漁業センサス(1998年)	2,263	1,824	
2003年漁業センサス	※2,177	1,449	※三宅島を除く。
2008年漁業センサス	2,182	1,039	
2013年漁業センサス	2,182	934	

資源管理・活性化の取組について（調査票の設定イメージ）

I 資源管理・漁場改善の取組

1 過去 1 年間に漁業地区において漁業協同組合が行った資源管理・漁場改善の取組について、取組ごと（資源管理計画、漁場改善計画、その他）に記入してください。

2 過去1年間に漁業地区において漁業協同組合が遊漁関係団体と連携した取組を行った場合は、該当する取組に記入してください。

Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況

この「地元地区」では、過去1年間に漁業協同組合支所の部会（運営委員会）の会合・集会等が開催されましたか。
開催がある場合は、「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、その議題について、該当するものすべて記入してください。

[illegible]

【用語の解説】

	用　　語	説　　　　　　明
漁業資源の管理	漁獲（採捕・収獲）枠の設定	魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取決めているもの。養殖にあっては、漁場環境の変化を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を決めているものも含む。
	漁業資源の増殖	資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているもの。
	その他	上記以外の漁業資源の管理を目的に行っているもの。例：資源量の把握
漁場の保全・管理	漁場の保全	油濁・赤潮の防止対策、漁場汚染の防止対策等、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁場環境の調査を行ったもの。
	藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動。
	薬品等不使用の取組	水産用医薬品、ホルマリン等水産用医薬品以外の薬品の使用禁止等の取組及び、合成洗剤を家庭で使用しないことを住民に啓発しているもの。
	漁場の造成	魚礁の設置、築磯・干潟の造成、産卵場・育成場の造成、藻場・海中林の造成、作れい等により漁場としての利用価値向上を図ったもの。
	漁場利用の取決め	禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（個々の経営体を制限しているもの）。
	その他	上記以外の漁場の保全・管理を行っているもの。例：植樹活動、魚つき林の造成、漁場の監視
漁獲の管理	漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止等を定めているもの。養殖における養殖密度の規制はここに含める。
	漁船、漁具の使用規制	漁業種類別、漁期別等に漁船隻数、漁船トン数や馬力数の上限、漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等を定めているもの。
	漁期、出漁日数の規制	操業期間や出漁日数、禁漁日等を定めて、採捕を規制しているもの。
	操業時間の規制	1日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているもの。
	漁獲（採捕、収獲）サイズの規制	採捕又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を定めているもの。
	漁獲量（採捕量、収獲量）の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体当たり漁獲量を定めているもの。養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。
	その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているもの。例：操業人員の規制